

令和2年9月30日

## 教育委員会定例会報告書

草津市教育委員会

## 報告事項

- (1) 草津市立幼稚園型認定こども園、保育所および幼保連携型認定こども園における給食の費用徴収に関する規則の一部を改正する規則について
- (2) 草津市教育情報化推進懇談会開催要綱の一部を改正する要綱について
- (3) 寄付受け入れ報告について

草津市立幼稚園型認定こども園、保育所および幼保連携型認定こども園における給食の費用徴収に関する規則の一部を改正する規則

草津市立幼稚園型認定こども園、保育所および幼保連携型認定こども園における給食の費用徴収に関する規則（平成27年草津市規則第46号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

2 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第58条第4号に規定する事由のあった日の属する月の給食費の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 教育主食給食費 前項第1号に掲げる月額に11を乗じ、195で除した額に、別に市長が定める日数を乗じて得た額

(2) 教育副食給食費 前項第2号に掲げる月額に11を乗じ、195で除した額に、別に市長が定める日数を乗じて得た額

(3) 保育主食給食費 前項第3号に掲げる月額を、25日を基礎として日割計算して得た額

(4) 保育副食給食費 前項第4号に掲げる月額を、25日を基礎として日割計算して得た額

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（給食費の還付）

第5条 市長は、納付された給食費に過誤納があるときは、これを保護者に還付する。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の第3条第2項および第5条の規定は、令和2年4月1日から適用する。

草津市立幼稚園型認定こども園、保育所および幼保連携型認定こども園における給食の費用徴収に関する規則（平成27年草津市規則第46号）の一部を改正する規則 新旧対照表

新規則	旧規則
<p>この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の第3条第2項および第5条の規定は、令和2年4月1日から適用する。</p>	

草津市教育委員会告示第18号

草津市教育情報化推進懇談会開催要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和2年9月1日

草津市教育委員会教育長 川那邊 正

草津市教育情報化推進懇談会開催要綱（平成27年教育委員会告示第10号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第1条～第2条（略） （組織）</p> <p>第3条 懇談会は、次に掲げる者を委員とし、10人以内で組織する。</p> <p>(1) 情報教育に精通する者 (2) 学識経験を有する者 (3) 学校教育の関係者（ICTの分野における専門的知識および実務経験を有する者） (4) 草津市市民参加条例（平成24年草津市条例第21号）第8条の公募により選考する市民 2～4（略） 第4条～第5条（略） 付 則 この要綱は、令和2年9月1日から施行する。</p>	<p>第1条～第2条（略） （組織）</p> <p>第3条 懇談会は、次に掲げる者を委員とし、10人以内で組織する。</p> <p>(1) 政策監 (2) <u>教育部副部长（総括）</u> (3) <u>総合政策部副部长（情報政策担当）</u> (4) <u>教育委員会事務局学校政策推進課長</u> (5) 情報教育に精通する者 (6) 学識経験を有する者 (7) 学校教育の関係者（ICTの分野における専門的知識および実務経験を有する者） (8) 草津市市民参加条例（平成24年草津市条例第21号）第8条の公募により選考する市民 2～4（略） 第4条～第5条（略）</p>

## 寄付受け入れ報告

寄 付 品 目	数 量	単 価 円	価 格 円	住 所・氏 名 等	寄 付 年 月 日	受 納 場 所
書籍「きみを強くする50のことば」	24	1,430	34,320	草津市野路一丁目16-13-405 NPO法人くさつ未来プロジェクト 代表理事 堀江 尚子	令和2年 8月31日	小中学校 図書館(2冊) 南草津図書館(2冊)
小計			34,320			
テント	3	37,290	111,870	草津市矢橋町7番地1	令和2年	老上中学校
テント(フレーム)	2	25,080	50,160	老上中学校PTA	9月4日	
小計			162,030			
加湿空気清浄機	3	56,870	170,610	草津市草津三丁目14-5 草津小学校PTA	令和2年 9月24日	草津小学校
小計			170,610			
合計			366,960			